

高知市立三里小学校給食調理棟

耐震補強に伴う電気設備工事

図 面 目 次	
図面番号	図 面 名 称
E-00	表紙・図面目次
E-01	特記仕様書(1)
E-02	特記仕様書(2)
E-03	配置・付近見取図・工事概要
E-04	既存電灯設備撤去図
E-05	改修後 電灯設備図
E-06	既存動力・コンセント設備撤去図
E-07	改修後 動力・コンセント設備図
E-08	既存弱電設備撤去図
E-09	改修後 弱電設備図
E-10	【参考図】仮囲い図

高知市立三里小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事		特記仕様書		項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項	
1 工 事 概 要 1. 工事場所 2. 建物概要				高知市に井田1,356番地				23 特別な材料の工法		公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。	
建物名称		構造	階数	建築基準法に基づく 延べ面積 延べ面積 延べ面積		消防法施行令 別表第一		都市計画法に基づく 用途地域		備考	
給食調理場		〇〇	平屋	〇〇㎡							
3. 工事種目 給食調理場 監視カメラ設備				一式 発生材処理 一式				24 技能士の適用		本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工（配管工事） b) 熱絶縁施工（保温工事） c) 建築板金施工（ダクト製作及び取付） d) 冷凍空調調和機器施工 (1.5.2) [1.6.2]	
4. 関連工事等				・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 衛生設備工事 ・ 空調設備工事 ・ 植栽工事 ・ 外構工事 ・ 解体工事				25 完成時の提出物		公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙金文字製本（A4版） （完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。） b) 完成図2ツ折り製本（A3版） c) CADデータ（図面1枚につき1ファイル） d) PDFデータ（全図面を1ファイル） e) 建築物等の利用に関する説明書（説明書（A4版）、電子データ） f) 工具類（ ・ 鋳鉄蓋フック ・ 制水弁ハンドル ・ 掃除口ハンドル ） (1.7.1) [1.8.2]	
5. 概成工期				・ 完成期限の（ ）日前 （ 令和 年 月 日 ）				26 建築物等の利用に関する説明書		作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書と内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。（ http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html ） 完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設監理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。 (1.7.3) [1.8.4]	
6. 部分使用（工事請負契約書第34条第1項）								27 取扱い説明		完成時の提出図書（建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む）を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。 (1.7.3) [1.8.4]	
II 設 備 工 事 仕 様								28 不当要求等への対応		暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。	
1. 特記仕様								29 不正軽油の使用の禁止		a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。 不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、水素等） b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。	
2. 適用基準等								30 消防計画		工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。	
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ※ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版 ※ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版 ※ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和7年版 ※ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和7年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版 給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。								31 工事用水・電力		構内既存の施設（用水） 構内既存の施設（電力） 構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)～c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を付けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を付けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。	
3. 「週休2日制工事」の実施について								32 仮囲い		※別契約工事	
※対象（ ・ 選択Ⅰ型 ・ 対象外（理由： ） ・ 選択Ⅱ型 ・ 対象外（理由： ） 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領（営繕工事編）による。（https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html）								33 砂利地業		原則として再生クラッシュランを使用する。	
4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について								34 保護砂		原則として再生砂を使用する。 その場合、六価クロム溶出試験を行い、環境基準に適合すること（0.05mg/l以下）を確認し監督職員に提出すること。	
※対象・見込んでいない（理由：※過去のR0T値に基づき算定した日数が0日のため ※見込んでいない（作業不能日数：※現場説明書による ・ 対象外（理由： ）								35 埋戻し		※ 捌削良質土 ・ 砕石	
5. 「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について								36 建設発生土の処理		※ 構外搬出適切処理（搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する） ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分（搬出調書等を提出する） 受入れ施設名： 受入れ場所： 構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 500m3以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 （https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kenseyuhassei-do-hanssyutusak.html）	
※ 適用する（現場説明書による）								37 電気主任技術者への報告		電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要な書類図面等の提出について指示に従う。	
項 目				特 記 事 項				38 工事特性等		受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。	
一般共通事項								工事名		係	
1 官公署その他への手続き				工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。 ・ 給水装置新設分担金 (1.1.3) [1.1.3]				高知市 都市建設部 公共建築課		係 長	
2 工事実績情報サービス（CORINS）への登録（請負金額500万円以上）（受注、変更、完成時）				登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録に関する規約」による。 (1.1.4) [1.1.4]				図 面 名		課 長 補 佐	
3 書類の書式等				工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。 (1.1.5) [1.1.5]				特記仕様書（1）		課 長	
4 総合工程表				原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。 (1.2.1) [1.2.1]				更新日		2026.07.01	
5 総合図				工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 (1.2.3) [1.2.3]				作 図		年 月 日	
6 施工図等の取扱い				施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 (1.2.3) [1.2.3]				年		月 日	
7 工事日誌				週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。 (1.2.4) [1.2.4]				日			
8 工事写真				工事写真はA版サイズとし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。（A4版台紙） 撮影方法は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の黒板板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国営建技第14号（令和5年3月1日付）「デジタル工事写真の黒板板情報電子化について」による。 (1.2.4) [1.2.4]				E		O1	
9 下請負者の報告				各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。 (1.3.2) [1.3.2]							
10 電気保安技術者				適用する (1.3.2) [1.3.2]							
11 施工条件				施工日及び施工時間 ※ (1.3.3) [1.3.3] (1) による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ・ 図示 ・ その他の施工条件 ・ 施工日は、施設管理者と協議の上、平日夜間の日程で実施すること。							
12 工事の保険				工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。							
13 契約保証				※ 金銭の保証方式							
14 前払金支出割合区分補正				・ 有 ・ 無							
15 交通誘導警備員				交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。							

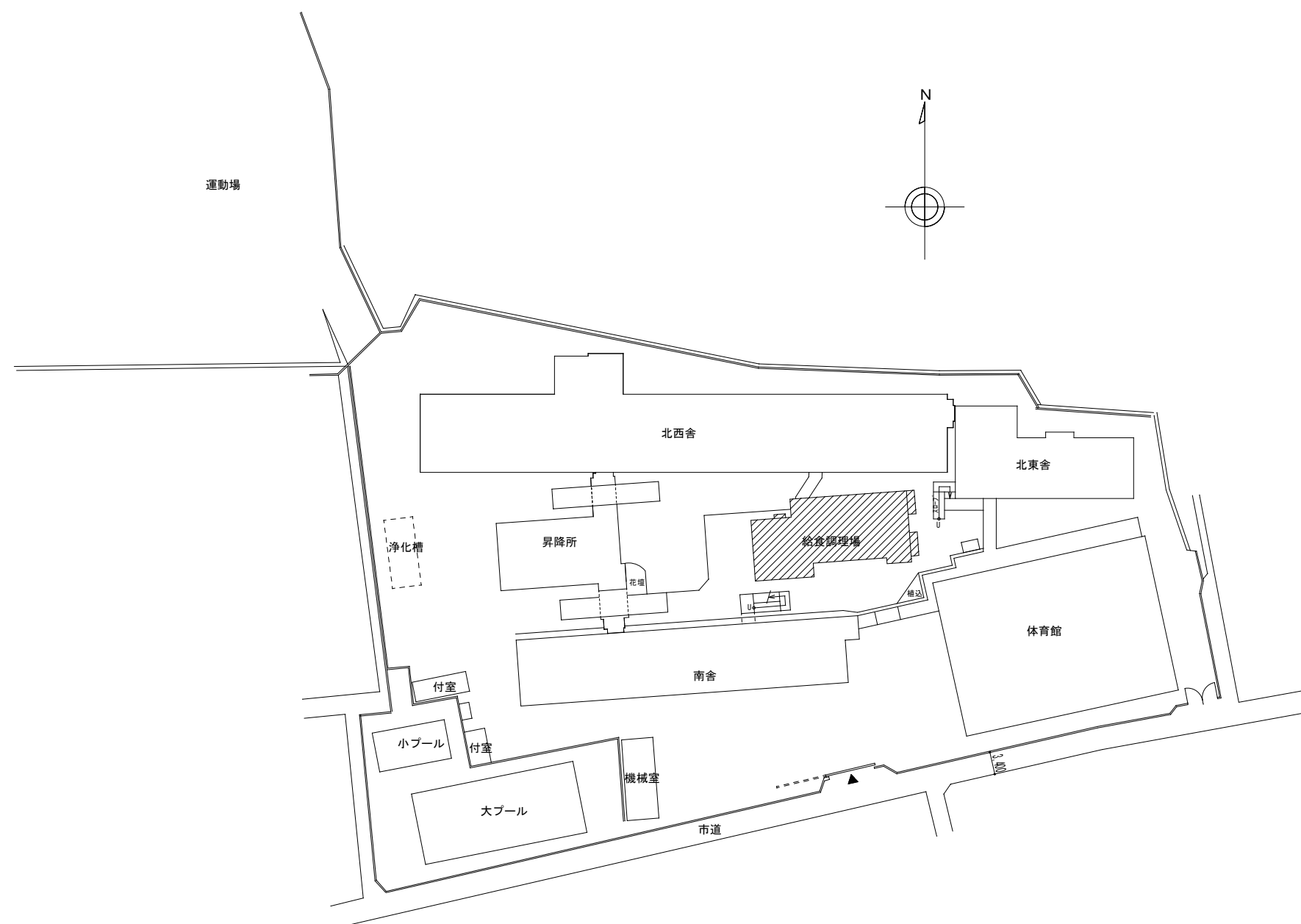
項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		機 器 取 付 高																																																																																	
電気設備特記仕様				20	非常用照明の照度測定	各部屋2箇所以上を測定し、避難動線を考慮した位置とする。		<table><tr><td>接地用端子箱</td><td>地上、床下～中心</td><td>500</td><td></td></tr><tr><td>雷保護接地端子箱</td><td>床下～下端</td><td>800</td><td></td></tr><tr><td>接地極埋設機</td><td>地上～中心</td><td>600</td><td></td></tr><tr><td>室内端子盤（廊下、室内）</td><td>床下～下端</td><td>300</td><td></td></tr><tr><td>中間端子盤（E P S、電気室）</td><td>床下～中心</td><td>1,500</td><td></td></tr><tr><td>観時計</td><td>床下～中心</td><td>1,500（上端1,900以下）</td><td></td></tr><tr><td>予時計、スピーカ</td><td>床下～中心</td><td>（天井高）×0.9 ※2</td><td></td></tr><tr><td>アッテネータ</td><td>床下～中心</td><td>1,300</td><td></td></tr><tr><td>インターホン</td><td>床下～中心</td><td>1,300</td><td></td></tr><tr><td>外部受付用インターホン子機</td><td>床下～中心</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>呼出ボタン（バリアフリートイレ）</td><td>床下～中心</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>復帰ボタン（バリアフリートイレ）</td><td>床下～中心</td><td>1,800</td><td></td></tr><tr><td>廊下表示灯（バリアフリートイレ）</td><td>床下～中心</td><td>2,000</td><td></td></tr><tr><td>テレビ機器収容箱</td><td>床下～中心</td><td>1,800</td><td></td></tr><tr><td>火報受信機（複合盤）</td><td>床下～操作部</td><td>800～1,500</td><td></td></tr><tr><td>耐受信機</td><td>床下～中心</td><td>1,500</td><td></td></tr><tr><td>火報総合盤</td><td>床下～中心</td><td>800～1,500</td><td></td></tr><tr><td>ガス漏れ検知器（L Pガス）</td><td>床下～中心</td><td>300</td><td></td></tr><tr><td>ガス漏れ検知器（都市ガス）</td><td>天井面～中心</td><td>（天井面）-200</td><td></td></tr></table>						接地用端子箱	地上、床下～中心	500		雷保護接地端子箱	床下～下端	800		接地極埋設機	地上～中心	600		室内端子盤（廊下、室内）	床下～下端	300		中間端子盤（E P S、電気室）	床下～中心	1,500		観時計	床下～中心	1,500（上端1,900以下）		予時計、スピーカ	床下～中心	（天井高）×0.9 ※2		アッテネータ	床下～中心	1,300		インターホン	床下～中心	1,300		外部受付用インターホン子機	床下～中心	※1		呼出ボタン（バリアフリートイレ）	床下～中心	※1		復帰ボタン（バリアフリートイレ）	床下～中心	1,800		廊下表示灯（バリアフリートイレ）	床下～中心	2,000		テレビ機器収容箱	床下～中心	1,800		火報受信機（複合盤）	床下～操作部	800～1,500		耐受信機	床下～中心	1,500		火報総合盤	床下～中心	800～1,500		ガス漏れ検知器（L Pガス）	床下～中心	300		ガス漏れ検知器（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）-200	
接地用端子箱	地上、床下～中心	500																																																																																							
雷保護接地端子箱	床下～下端	800																																																																																							
接地極埋設機	地上～中心	600																																																																																							
室内端子盤（廊下、室内）	床下～下端	300																																																																																							
中間端子盤（E P S、電気室）	床下～中心	1,500																																																																																							
観時計	床下～中心	1,500（上端1,900以下）																																																																																							
予時計、スピーカ	床下～中心	（天井高）×0.9 ※2																																																																																							
アッテネータ	床下～中心	1,300																																																																																							
インターホン	床下～中心	1,300																																																																																							
外部受付用インターホン子機	床下～中心	※1																																																																																							
呼出ボタン（バリアフリートイレ）	床下～中心	※1																																																																																							
復帰ボタン（バリアフリートイレ）	床下～中心	1,800																																																																																							
廊下表示灯（バリアフリートイレ）	床下～中心	2,000																																																																																							
テレビ機器収容箱	床下～中心	1,800																																																																																							
火報受信機（複合盤）	床下～操作部	800～1,500																																																																																							
耐受信機	床下～中心	1,500																																																																																							
火報総合盤	床下～中心	800～1,500																																																																																							
ガス漏れ検知器（L Pガス）	床下～中心	300																																																																																							
ガス漏れ検知器（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）-200																																																																																							
① 機材		メーカーリストによる。		21	一般照明の照度測定等	照明全数において、センサの動作及び機能の確認を含む照度測定を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ※照度測定（ 100%点灯時（ ※夜間 ・昼間 ） ） ・ 昼光率（ 調光制御点灯時（ ※夜間 ※昼間 ） ） ※照度測定基準：JIS C 7612に準じて行うこと。		備考 ※1 別途監督職員と協議すること。 ※2 天井高が、2,500～3,000mmの場合に適用する。																																																																																	
② 他工事との取り合い		はり貫通部の スリーブ ※ 本工事 ・ 別途工事 補 強 ・ 本工事 ※ 別途工事 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアーチェック、フロアーヒンジ ・ 本工事 ※ 別途工事 天井埋込型器具の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・ 本工事 ※ 別途工事（墨出しは本工事） ただし、ダウンライト等、切込み寸法が小さい場合は除く 天井点検口の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・ 本工事 ※ 別途工事（墨出しは本工事） 軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地材の切込み及び補強 ※ 本工事 ・ 別途工事 埋込型分電盤、端子盤等の 仮 枠 ※ 本工事 ・ 別途工事 補 強 ・ 本工事 ※ 別途工事 照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート ※ 本工事 ・ 別途工事 屋内の電気室、自家発電室などの基礎、防油堤、ビット（ふたを含む） ・ 本工事 ※ 別途工事 屋外の受変電設備基礎 ※ 本工事 ・ 別途工事 動力機器（電動機など）への接続 ※ 本工事 ・ 別途工事 電話保安器用接地 ※ 本工事 ・ 別途工事		22	受変電設備	・ 電力ヒューズ（現用の定格値）を予備用に同数量納入し、電気室等に保管する。 ※ SSG制御装置の外箱は原則としてステンレス製とする。 ※ 変圧器に防振ゴムを取り付ける場合は、地震による変位を抑制するための機能を要する。																																																																																			
				23	テレビ共同受信設備	分岐器、分配器、直列ユニットはCS・BS・UHF共用形（デジタル放送対応品）とする。 電界強度の測定 ・ 要 ・ 不要 (a) 受信レベル (b) ビット誤り率（BER） (c) 変調誤差比（MER） (d) 受信電圧 ※ 測定内容に関しては、監督職員と協議すること。 埋設深さ ・ 一般敷地 600mm以上 ・ 舗装道路 600mm以上 ・ 公道 800mm以上 地中管路には、管下50mm、管上100mm程度保護砂を入れる。																																																																																			
				24	構内埋設線路																																																																																				
				25	ハンドホール	水抜き穴は現場の水位を確認の上、要否を検討すること。																																																																																			
				26	耐震施工	設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」及び建設大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）」 による。 局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置階により、選定する。 なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 備考 100kg以上の機器に適用するが、それ以下の機器については監督職員と協議する。 地域係数は1.0とし、設計用鉛直地震力は設計水平地震力の1/2とする。 施設の分類 ・ 特定の施設 ○一般の施設 重要機器 ○受変電設備 ・ 自家発電設備 ・ 蓄電池設備 ・ 無停電電源装置 ・ 幹線用分電盤 ・ その他（ ）																																																																																			
③ 電線類		EMケーブルとする。EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 耐火ケーブル（FP）及び耐熱ケーブル（HP）はシースに耐燃性ポリエチレンを用いたものとする。		<table><tr><th colspan="5">局部震度法による建築設備機器（水槽を除く）の設計用標準水平震度</th></tr><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td>耐震クラス</td><td>S</td><td>A</td><td colspan="2">B</td></tr><tr><td>上層階、 屋上及び塔屋</td><td>2.0 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.0 (1.5)</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>0.6 (1.0)</td></tr><tr><td>1階及び地下階</td><td>1.0 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.4 (0.6)</td></tr></table> 備考（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。												局部震度法による建築設備機器（水槽を除く）の設計用標準水平震度					設置場所	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	耐震クラス	S	A	B		上層階、 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																								
局部震度法による建築設備機器（水槽を除く）の設計用標準水平震度																																																																																									
設置場所	特定の施設		一般の施設																																																																																						
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																					
耐震クラス	S	A	B																																																																																						
上層階、 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																																																					
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																																																					
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																																																					
④ 電線管		屋外露出配管 鋼管を使用する場合 ※溶融亜鉛めっき ・ プライマ処理後指定色塗装（2回塗り） ビニール電線管を使用する場合 ※カラー管を使用する P F管は単層管（タイプー25）とする。		<table><tr><th colspan="5">太陽光発電（太陽電池アレイ）用基礎の強度計算に用いる用途係数</th></tr><tr><th>用途</th><th colspan="2">特定の施設 （極めて重要な太陽光発電システム）</th><th colspan="2">一般の施設 （通常の太陽光発電システム）</th></tr><tr><td>用途係数</td><td colspan="2">1.32</td><td colspan="2">1.0</td></tr></table> 備考 通常の太陽光発電システムの風速の設計用再現期間を50年とし、これが用途係数の1.0に相当する。												太陽光発電（太陽電池アレイ）用基礎の強度計算に用いる用途係数					用途	特定の施設 （極めて重要な太陽光発電システム）		一般の施設 （通常の太陽光発電システム）		用途係数	1.32		1.0																																																												
太陽光発電（太陽電池アレイ）用基礎の強度計算に用いる用途係数																																																																																									
用途	特定の施設 （極めて重要な太陽光発電システム）		一般の施設 （通常の太陽光発電システム）																																																																																						
用途係数	1.32		1.0																																																																																						
5 呼び線	長さ1 m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。																																																																																								
6 フラッシュプレート材質	・ 樹脂製 ・ 新金属 ・ ステンレス																																																																																								
7 カバープレート	用途別表示としてシール等を貼付する。																																																																																								
8 接地極	※ 下記による。なお接地棒EBの長さは1,500mmとする。 <table><tr><th>接地の種類</th><th>記号</th><th>接地抵抗値</th><th>接地極</th></tr><tr><td>共同接地</td><td>E A E D</td><td>10Ω 以下</td><td>E B（14φ）x 3連ー2組</td></tr><tr><td>A種</td><td>E A</td><td>10Ω 以下</td><td>E B（14φ）x 3連ー2組</td></tr><tr><td>B種</td><td>E B</td><td>200Ω 以下</td><td>E B（14φ）x 3連ー2組</td></tr><tr><td>C種</td><td>E C</td><td>10Ω 以下</td><td>E B（14φ）x 3連ー2組</td></tr><tr><td>D種</td><td>E D</td><td>100Ω 以下</td><td>E B（10φ）x 1</td></tr><tr><td>雷保護</td><td>E L</td><td>10Ω 以下</td><td>E P x 1</td></tr><tr><td>高圧避雷器</td><td>E L H</td><td>10Ω 以下</td><td>E B（14φ）x 3連ー2組</td></tr></table>		接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極	共同接地	E A E D	10Ω 以下	E B（14φ）x 3連ー2組	A種	E A	10Ω 以下	E B（14φ）x 3連ー2組	B種	E B	200Ω 以下	E B（14φ）x 3連ー2組	C種	E C	10Ω 以下	E B（14φ）x 3連ー2組	D種	E D	100Ω 以下	E B（10φ）x 1	雷保護	E L	10Ω 以下	E P x 1	高圧避雷器	E L H	10Ω 以下	E B（14φ）x 3連ー2組																																																							
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極																																																																																						
共同接地	E A E D	10Ω 以下	E B（14φ）x 3連ー2組																																																																																						
A種	E A	10Ω 以下	E B（14φ）x 3連ー2組																																																																																						
B種	E B	200Ω 以下	E B（14φ）x 3連ー2組																																																																																						
C種	E C	10Ω 以下	E B（14φ）x 3連ー2組																																																																																						
D種	E D	100Ω 以下	E B（10φ）x 1																																																																																						
雷保護	E L	10Ω 以下	E P x 1																																																																																						
高圧避雷器	E L H	10Ω 以下	E B（14φ）x 3連ー2組																																																																																						
		・ 図面特記による。																																																																																							
9 埋設表示	雷保護設備用及び共同接地極の表示 ・ 黄銅板製 ・ ステンレス製 上記以外の接地極及び地中配線の表示 80□ x 300のコンクリート杭又は、プラスチック杭に方向種別を彫り込んだもの。 ただし、舗装された場所は鉄製ピンとする。 地中配線には電圧、線路長に関係なく機軸シート（ダブル）を管頂と地表面の中間に設ける。																																																																																								
10 再使用機器	取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定の上、取付のこと。 [1.4.3]																																																																																								
⑪ 絶縁抵抗等の測定	工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗等を測定し、測定表を監督職員に提出する。																																																																																								
⑫ 補修など	工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。																																																																																								
⑬ 屋上・屋側の支持金物	原則としてステンレス製とする。（装柱金物は除く）																																																																																								
14 結露防止	内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。																																																																																								
15 はつり	既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを用いる。																																																																																								
⑯ あと施工アンカー	あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。																																																																																								
⑰ 配線器具	タンブラスイッチは大角型通用形（ネーム入）とする。 壁付コンセントは原則として大角型通用形とし、通用形以外はプラグ付とする。 単相200V、発電機回路等のコンセントは、プレートに電圧・電源等の表示を行う。 呼出ボタンは点字付とする。																																																																																								
⑱ 照明器具等の接地	接地線は原則として 1E 1.6mm以上（緑色）とする。また、ケーブルの一芯を使用する場合は、緑色の芯線とする。																																																																																								
⑲ 照明器具用位置ボックス	ケーブル配線の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。 ケーブル配線で照明器具が送り端子付のもの（定格電流15A以上）及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくてよい。																																																																																								
				機 器 取 付 高																																																																																					
				壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。 ただし、監督職員の指示により変更することがある。																																																																																					
				<table><tr><th>名 称</th><th>測 点</th><th>取付高（mm）</th></tr><tr><td>ブラケット（一般）</td><td>床下～中心</td><td>2,100</td></tr><tr><td>ブラケット（踊場）</td><td>床下～中心</td><td>2,500</td></tr><tr><td>ブラケット（鏡上）</td><td>鏡上端～中心</td><td>150</td></tr><tr><td>避難口誘導灯</td><td>床下～下端</td><td>1,500以上</td></tr><tr><td>廊下通路誘導灯</td><td>床下～上端</td><td>1,000以下</td></tr><tr><td>スイッチ（一般）</td><td>床下～中心</td><td>1,300</td></tr><tr><td>スイッチ（住宅）</td><td>床下～中心</td><td>1,200</td></tr><tr><td>スイッチ（バリアフリートイレ）</td><td>床下～中心</td><td>※1</td></tr><tr><td>コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）</td><td>床下～中心</td><td>300</td></tr><tr><td>コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（和室）</td><td>床下～中心</td><td>150</td></tr><tr><td>コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（台所）</td><td>台所～中心</td><td>150</td></tr><tr><td>コンセント（保育園）</td><td>床下～中心</td><td>1,100～1,200 ※1</td></tr><tr><td>コンセント（車庫）</td><td>床下～中心</td><td>800</td></tr><tr><td>引込開閉器箱（低圧）</td><td>床下～中心</td><td>1,500</td></tr><tr><td>分電盤、制御盤</td><td>床下～中心</td><td>1,500（上端1,900以下）</td></tr><tr><td>ホーム分電盤</td><td>床下～中心</td><td>（下端2,000以下） ※1</td></tr><tr><td>開閉器箱</td><td>床下～中心</td><td>1,500</td></tr></table>		名 称	測 点	取付高（mm）	ブラケット（一般）	床下～中心	2,100	ブラケット（踊場）	床下～中心	2,500	ブラケット（鏡上）	鏡上端～中心	150	避難口誘導灯	床下～下端	1,500以上	廊下通路誘導灯	床下～上端	1,000以下	スイッチ（一般）	床下～中心	1,300	スイッチ（住宅）	床下～中心	1,200	スイッチ（バリアフリートイレ）	床下～中心	※1	コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）	床下～中心	300	コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（和室）	床下～中心	150	コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（台所）	台所～中心	150	コンセント（保育園）	床下～中心	1,100～1,200 ※1	コンセント（車庫）	床下～中心	800	引込開閉器箱（低圧）	床下～中心	1,500	分電盤、制御盤	床下～中心	1,500（上端1,900以下）	ホーム分電盤	床下～中心	（下端2,000以下） ※1	開閉器箱	床下～中心	1,500																														
名 称	測 点	取付高（mm）																																																																																							
ブラケット（一般）	床下～中心	2,100																																																																																							
ブラケット（踊場）	床下～中心	2,500																																																																																							
ブラケット（鏡上）	鏡上端～中心	150																																																																																							
避難口誘導灯	床下～下端	1,500以上																																																																																							
廊下通路誘導灯	床下～上端	1,000以下																																																																																							
スイッチ（一般）	床下～中心	1,300																																																																																							
スイッチ（住宅）	床下～中心	1,200																																																																																							
スイッチ（バリアフリートイレ）	床下～中心	※1																																																																																							
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）	床下～中心	300																																																																																							
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（和室）	床下～中心	150																																																																																							
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（台所）	台所～中心	150																																																																																							
コンセント（保育園）	床下～中心	1,100～1,200 ※1																																																																																							
コンセント（車庫）	床下～中心	800																																																																																							
引込開閉器箱（低圧）	床下～中心	1,500																																																																																							
分電盤、制御盤	床下～中心	1,500（上端1,900以下）																																																																																							
ホーム分電盤	床下～中心	（下端2,000以下） ※1																																																																																							
開閉器箱	床下～中心	1,500																																																																																							
				工 事 名		係		係 長		課長補佐		課 長		図 面 番 号																																																																											
				高知市 都市建設部 公共建築課		高知市立三里小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事								E - 02																																																																											
				図 面 名		特記仕様書（2）		更新日		2026.07.01		作 図		年 月 日																																																																											

付近見取図

工事概要

耐震補強工事(建築工事)に伴う電気設備機器及び配線配管の撤去・新設等を行う。

- ・電灯及びコンセント設備更新
- ・動力設備更新
- ・弱電設備更新
- ・自火報設備更新

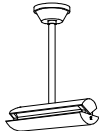


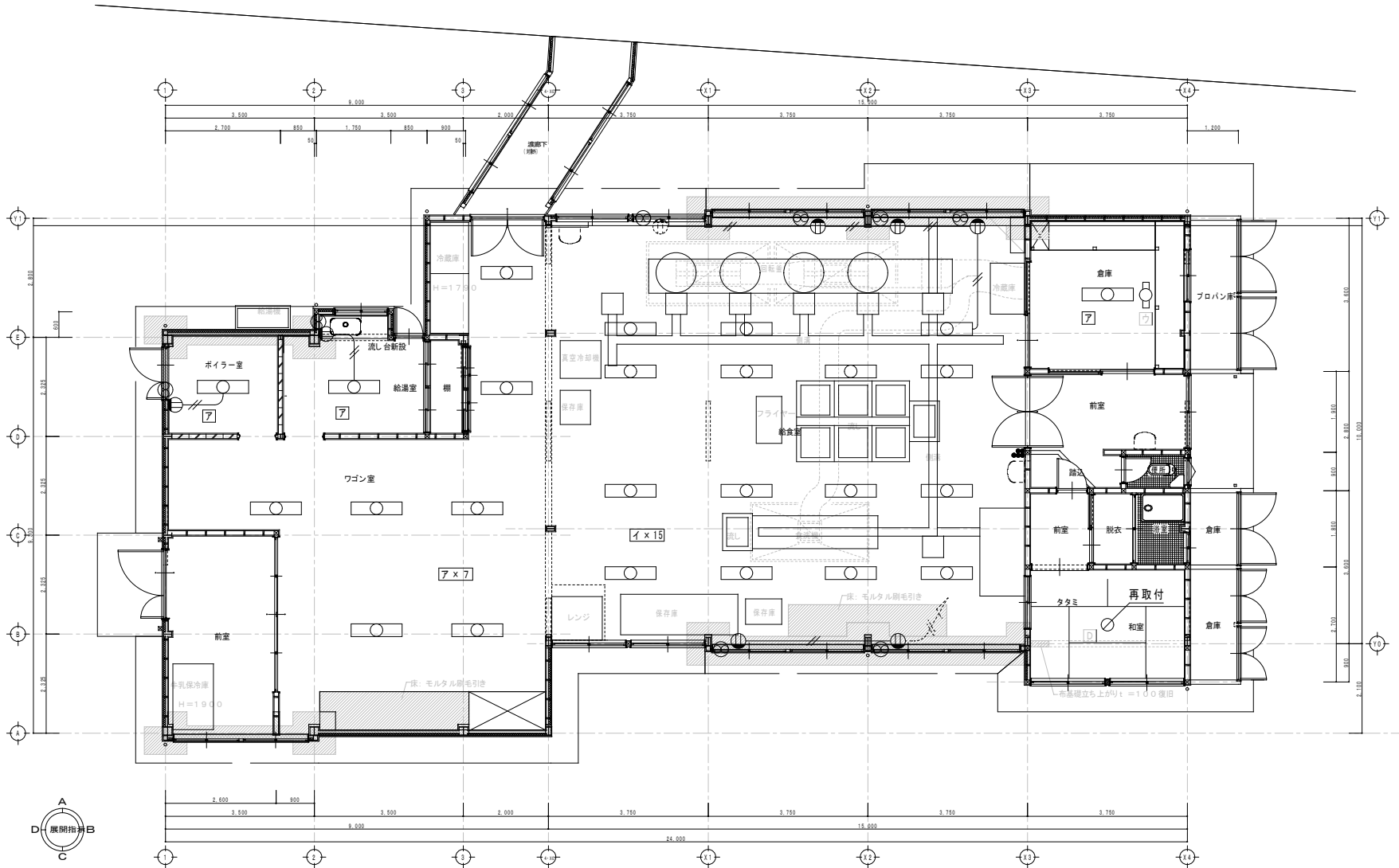
配置図 S:1/600

 : 改修範囲を示す。

			T.M建築設計事務所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
			事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生	高知市立三里小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事					E-03
				図面名 配置図・付近見取図・工事概要	縮尺 A2：1/600 (A3：71%縮小)	作図	27年	8月	日

照明器具姿図

7	LED ー体型ベースライト 直付型			
	LSS9-4900LM	参考品番		
				
備考: Hf 32W x 2PH相当 5200lm以上		備考:		
イ	LED ー体型ベースライト SUSWP ハイブ吊 ワン型吊り具1000mm/mタイプ			
	Hf 32W x 2PH相当 5200lm以上	参考品番		
				
備考: Hf 32W x 2PH相当 5200lm以上		備考:		
ウ	殺菌灯 GL6W x 1			
		参考品番		
				
備考:		備考:		
備考:		備考:		



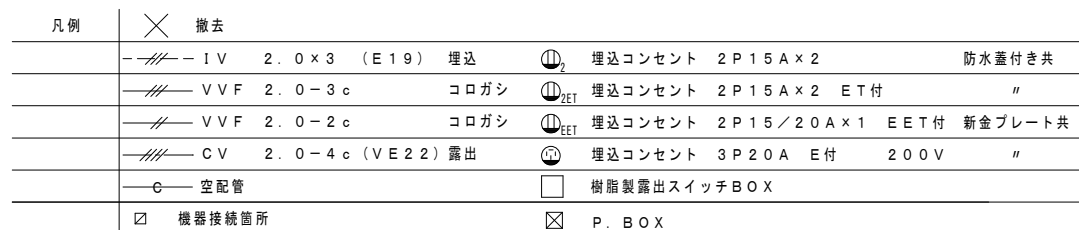
凡例	
	EM-EEF1. 6-2c コログン
①	埋込コンセント 2P15A x 1 新金プレート共
⊙	FCL30W-2コード吊
.....	既存を表す
ケーブルの壁内立下げはPF管にて保護すること	

【改修後】平面図 S=1/100

一部変更箇所を示す。(変更内容は図面外)

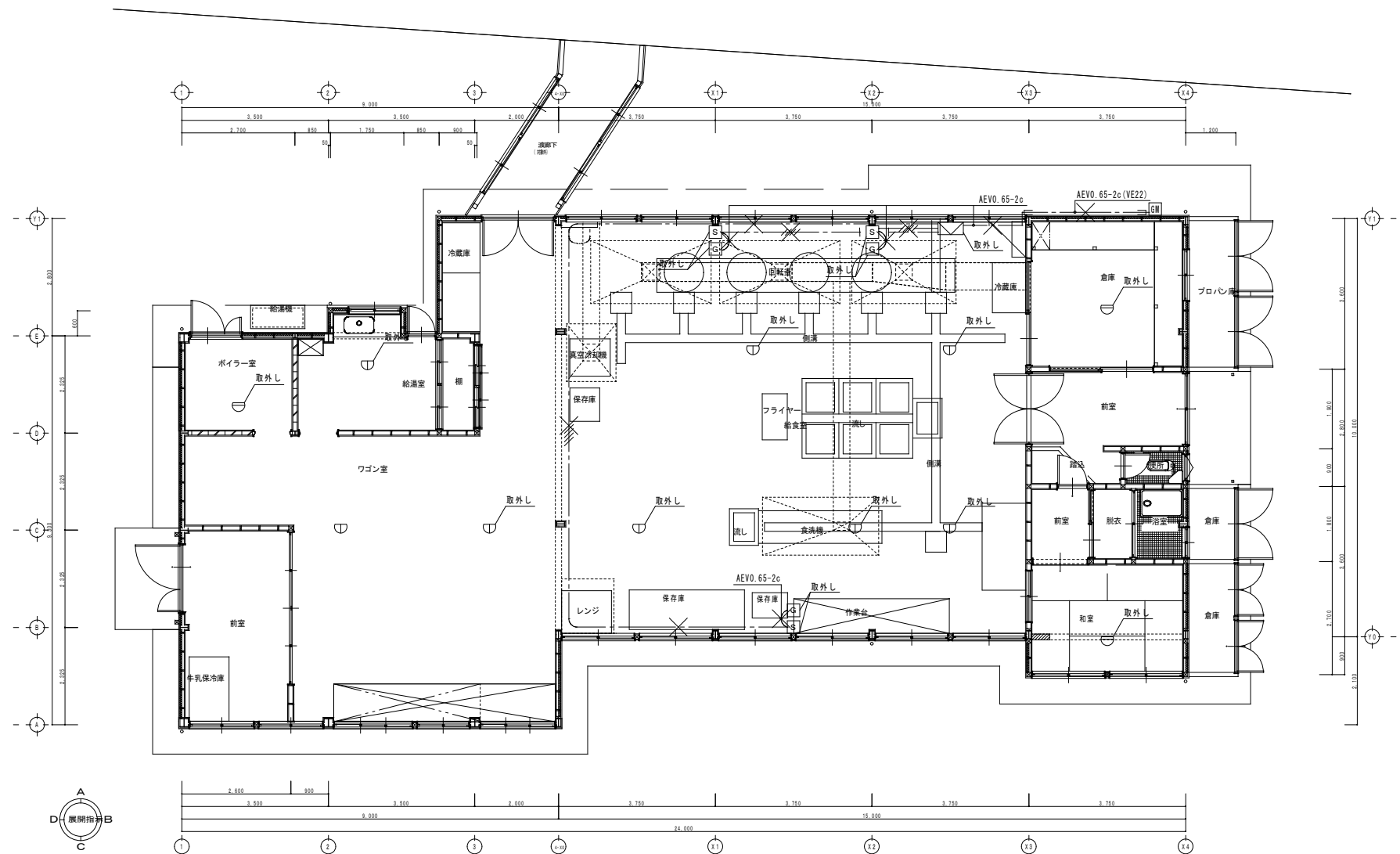
一部変更箇所を示す。(変更内容は図面外)

		T.M 建築設計事務所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生	工 事 名		係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号	
			高知市立三里小学校給食調理棟耐震補強に伴う電気設備工事						E-05	
			図 面 名	改 修 後 電 灯 設 備 図	縮 尺	S:1/100		作 図 年 月 日		



 床撤去範囲を示す。(撤去内容は矩計図参照)
 (撤去部分との境はカッター切りとする。)
 壁撤去範囲を示す。(撤去内容は矩計図参照)
 (撤去部分との境はカッター切りとする。)

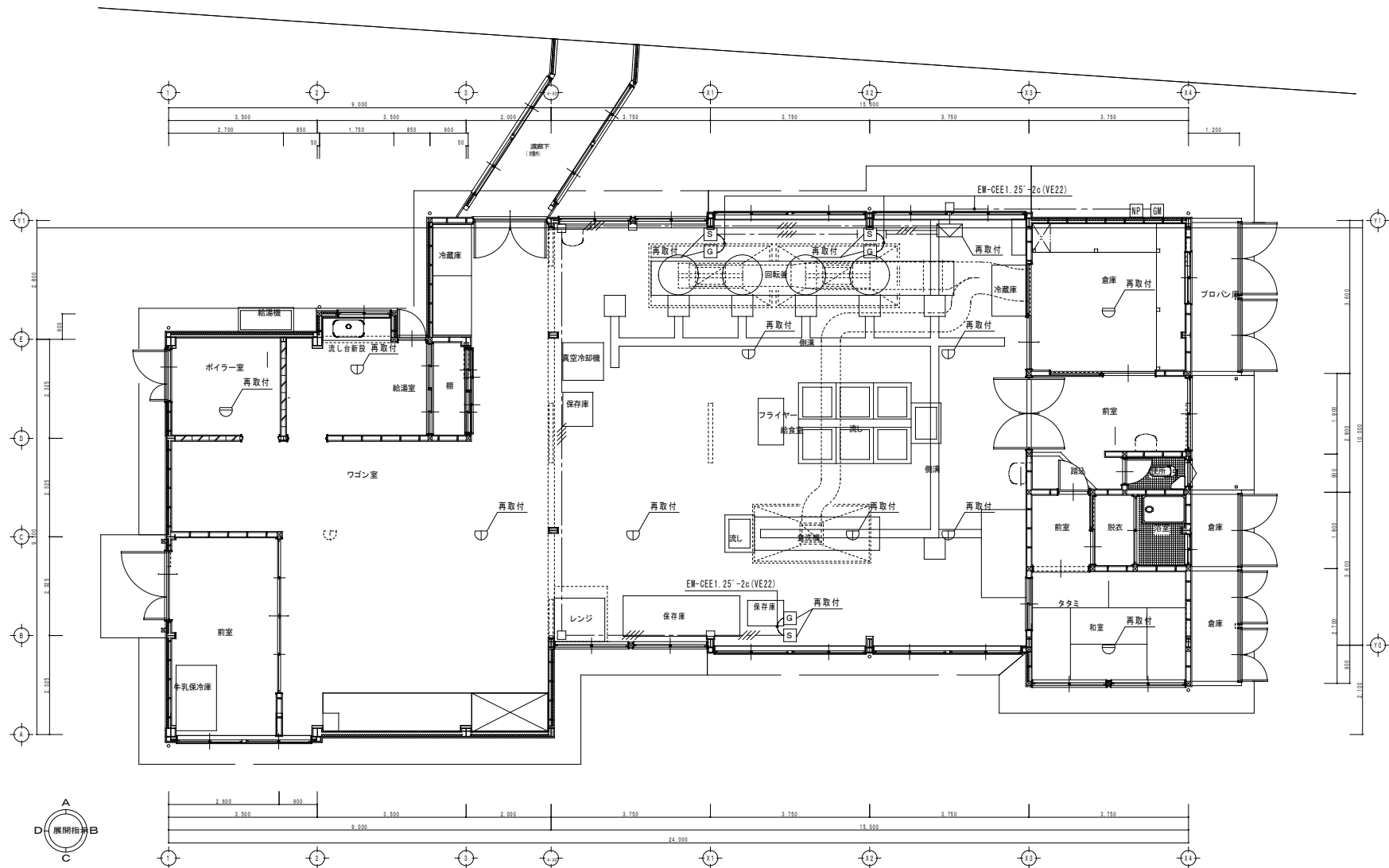
		T . M 建 築 設 計 事 務 所	工 事 名						係	係	長	課長補佐	課	長	図面番号
		高知市大津Z389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356	高知市立三里小学校給食調理棟耐震補強に伴う電気設備工事												E-06
		事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生	図 面 名			既存動力・コンセント設備撤去図			縮	尺	S:1/100	作 図			年 月 日



凡例		
	ガス遮断弁コントローラー	3 回路用
	ガス警報部	
	ガス検知部	
	スポット型感知器	差動式 2 種
	ガス緊急遮断弁	1 種 防水型
	AEVO. 65-4C	ステアブル止め

【既存】平面図 S=1/100

		T.M 建築設計事務所 高知市大津2389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生	工 事 名			係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号	
			高知市立三里小学校給食調理棟耐震補強に伴う電気設備工事							E-08	
			図 面 名 既存弱電設備撤去図		縮 尺	S:1/100		作 図 年 月 日			



凡例		
	ガス遮断弁コントローラー	3回路用
	ガス警報部	
	ガス検知部	
	スポット型感知器	差動式 2種
	"	" 1種 防水型
	露出ボックス	一方出 二方出 (22)
	ガス緊急遮断弁	
	ノズルプレート	樹脂製スイッチボックス共
	CEE1.25°-4C (VE22)	露出
	既存を示す	

【改修後】平面図 S=1/100

		T.M 建築設計事務所 高知市大津2389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生	工 事 名			係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号	
			高知市立三里小学校給食調理棟耐震補強に伴う電気設備工事							E-09	
			図 面 名 改修後 弱電設備図		縮 尺	S:1/100		作 図 年 月 日			